

佐賀市東与賀地域包括支援センター
プロポーザル実施要領

令和2年7月

佐賀中部広域連合

1 実施要領の趣旨

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、地域包括ケアの中核となり、保健・福祉・医療・介護の向上と充実のために、必要な援助支援を包括的に担う総合機関です。

現在、佐賀中部広域連合では、地域包括ケアの拠点として、地域包括支援センターを域内23か所に設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務などを実施しています。

この度、23か所の地域包括支援センターの一つである佐賀市東与賀地域包括支援センター（以下、「東与賀包括」と言う。）を運営している現受託法人との契約が令和3年3月31日までとなっていることから、包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター運営業務の受託候補法人について、公募型プロポーザル（企画提案方式）により、適すると認められた法人を選考し、東与賀包括の適切な管理を実施する受託法人を選定するための必要な手続き等について定めます。

2 業務の概要

(1) 名称

佐賀市東与賀地域包括支援センター運営業務

(2) 内容等

別紙1「佐賀市東与賀地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※履行期間中の業務遂行に問題がなく介護保険運営協議会の承認が得られた場合に限り、本広域連合及び受託法人が継続して契約する意向のもと、毎年更新するものとします。

(4) 契約方法

公募により選定された運営法人との随意契約

3 東与賀包括の担当エリア

佐賀市東与賀町のエリアを担当します。なお、事務所については、佐賀市東与賀支所（佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地）内に設置をしている一区画を使用してください。

※担当エリアの町名及び区域図は、別紙2「東与賀地域包括支援センター担当町区名及び区域図」を参照してください。

4 応募要件

(1) 事業者

ア 介護保険法に基づく指定を受け、佐賀中部広圏内で継続して介護サービス事業所を運営し、法人格を有する民間企業、特定非営利団体活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、その他の法人であること。

※「その他の法人」とは医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。

イ 4(1)アで定める者は、法人(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。

ウ 本業務の趣旨を十分に理解し、公正、中立かつ効率的に実施できること。

エ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズ等にきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

オ 各期日までに必要書類を全て提出するほか、提出後においても、本広域連合が必要に応じて請求する書類の提出やヒアリング等に誠実に対応できること。

カ 受託候補法人として選定された後であっても、審議の過程で、計画内容に改善を要する事項について本広域連合から指摘を受けた場合は、事業開始までに必ず改善を行えること。

キ 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令（老人福祉法、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等）及びその関連通知を理解し、遵守できること。また、必要に応じて、関係機関と事前に協議の上、計画を策定できること。

ク 応募法人が自ら単独で受託するものであること（本業務の一部又は全部を、本広域連合の承諾なく、第三者に再委託することはできない）。

ケ 応募に係る諸手続等に係る費用を負担できるものであること。

コ 次の(ア)～(エ)までのいずれにも該当しないこと（受託候補法人選定までの手続期間中に新たに該当することとなった場合も同様であり、当該期間中に、次の制限に該当し、又は、該当することが明らかとなった事業者は、その時点で辞退を申し出ること。）。

(ア) 介護保険法第115条の22第2項に規定される指定欠格事由に該当する者

(イ) 納期の到来している国税、県税又は市税を滞納している者

(ウ) 民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

(エ) 本広域連合から指名停止措置又は排除措置を受けている者

(2) 人員体制の確保

本業務及び付随する業務（下記(3)エ参照）の内容及びボリュームを十分に理解し、必要な職種・員数を確保してください。（下記6参照）

(3) その他

ア 地域包括ケアシステムの中核的な拠点として、医療関係者及び地域の福祉関係者と連携して事業を実施すること。

イ 現行の東与賀包括からの業務引継ぎについて、真摯に確実に対応できること。

ウ この公募要領等に定めるもののほか、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老発第1018001号等）に従って、業務を遂行できること。

エ 本業務の受託と合わせて、本広域連合による指定介護予防支援事業者の指定を受けること（指定に係る手続は別途案内する。）。したがって、令和3年4月1日までに当該指定に係る基準等（※）を満たす人員体制・設備等を整えるものとする。

※1 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）

※2 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号等）」

※3 「佐賀中部広域連合指定介護予防支援等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」（平成27年条例第2号）

5 人員体制の確保

この実施要領及び仕様書等に基づき、必要な職種及び員数等を確実に確保してください。

6 受託法人の選定

公募により申請を行った事業者のうちから、本広域連合の業務に最も相応しい事業者を次により選定します。

(1) 選定の流れ

ア 提出された応募書類等について、本広域連合の審査基準に基づき、受託候補法人（応募事業者が複数いる場合には、その順位を含みます。）を決定します。

イ 審査は書類審査及びプロポーザル方式（プレゼンテーション）によるものとし、選定基準に達した事業者を選定します。

ウ 書類審査通過後のプレゼンテーション方法は以下のとおりとします。

(ア) プレゼンテーションの参加人数は、3人までとします。

(イ) プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って行うものとします。なお、

機器等の使用は認めません。

(ウ) プレゼンテーションの時間は、各事業者20分(準備時間を除く)の後、質疑応答を20分程度とします。

(2) プレゼンテーション審査・評価の基準等については、以下のとおりとします。

| 大項目 | 小項目 |
|----------------|--|
| 法人の適格性・安定性・継続性 | 法人概要、基本理念・経営理念、運営実績 |
| 業務の実効性・公正性・中立性 | 受託希望理由、センターの運営方針、職員の配置・採用計画、質の確保・定着について、運営準備計画・業務の実施計画 |
| 危機管理 | 休日・夜間等の体制、緊急時・災害時等の体制、個人情報保護に係る規程・対策 |
| その他 | その他 |

(3) 選定スケジュール

| | | | |
|---|-----------------|-----------|-------|
| 1 | 参加表明書受付期間 | 7/16~7/30 | 17時必着 |
| 2 | 質疑の受付 | 7/16~7/22 | 15時必着 |
| 3 | 質疑に対する回答期限 | 7/29 | |
| 4 | 参加申込書の受付 | 8/3~8/12 | 17時必着 |
| 5 | 一次(書類)審査 | 8月中旬予定 | |
| 6 | 二次(プレゼンテーション)審査 | 9月上旬予定 | |
| 7 | 受託候補法人決定 | 9月中旬予定 | |
| 8 | 介護保険運営協議会による承認 | 9月中旬予定 | |
| 9 | 選定結果の通知・公表 | 9月下旬予定 | |

※受託候補法人は、法人名称を介護保険運営協議会による承認を得たうえで、正式な決定となります。

7 応募の手続き

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明提出期間に、参加表明書（様式第1号）及びその他提出書類に必要事項を記入の上、持参又はFAXにて提出してください。期限後の受付はできません。また、参加表明をしなければ、参加申込書（様式第6号）の提出はできません。

ア 提出期限

令和2年7月16日（木）～7月30日（木）17時必着

イ 提出先

佐賀中部広域連合 給付課包括支援係 担当：谷口、市丸

（佐賀市白山二丁目1番12号商エビル5階 FAX：0952-40-1165）

ウ 留意事項

参加表明を受領した場合は、当方から受け取り確認の通知を参加表明書に記載されたFAX番号あてに送付します。受け取り確認の通知を受け取られたら、必ず、当該事業担当まで電話で連絡してください。電話連絡がなかった場合は、参加表明を棄権されたものとみなします。

(2) 質疑応答

実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑書（様式第5号）を提出してください。

ア 提出方法

担当部署へ持参、メール又はFAXにて提出すること。口頭（電話など）による質疑は、受け付けできません。

※メール又はFAXにて提出した場合には、主管部署に電話で受信の確認を行ってください。

イ 提出受付期間

令和2年7月16日（木）～7月22日（水）15時必着

ウ 質疑に対する回答

(ア) 回答日

令和2年7月29日（水）

(イ) 方法

提出された質問への回答は、佐賀中部広域連合ホームページに一括して掲載します。個別の回答は行いません。なお、質問の内容は、本プロポーザルに係るものに限定し、それ以外については回答しません。

(3) 参加申込

ア 提出方法等

- (ア) 参加申込書は持参による書面にて提出ください。（郵送不可）
- (イ) 受付期間以外の提出は認めません。
- (ウ) 参加申込書の提出がなかった場合、棄権として取り扱わせていただきます。

イ 提出期限

令和2年8月3日（月）～8月12日（水）17時必着

ウ 提出先

佐賀中部広域連合 給付課包括支援係 担当：谷口、市丸
（佐賀市白山二丁目1番12号商工ビル5階）

(4) 提出物

ア 提出書類については、別紙3「提出書類一覧表」を参照の上、作成・提出してください。

※様式については、本広域連合ホームページからダウンロードしてください。

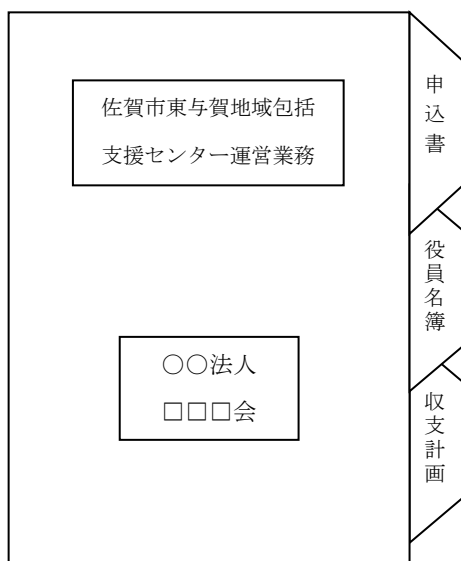
イ 参加申込書及び添付書類を提出する際は、A4版のフラットファイルに綴じて、10部（正本1部、副本9部）提出してください。

※参加表明書及び添付書類を提出する際は、1部ずつ提出してください。

ウ 参加申込書及び添付書類を提出する際の体裁は、以下のようにお願いいたします。

- ・各書類は、証明書類など既定のものを除き、A4版に統一すること。
- ・提出書類一覧表の順番に並べること。
- ・項目ごとに文字表記のインデックスを付けること。
- ・表紙及び背表紙に「佐賀市東与賀地域包括支援センター運営業務」と法人名を記載すること。

（イメージ図）



8 委託金額

本業務の委託金額は、包括的支援事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）を含めた額とします。

9 その他

- (1) 応募に関して必要な一切の費用は参加者の負担となります。
- (2) 参加表明書に押印する印鑑は実印とします（法務局が証明する印鑑）
- (3) 提出されたすべての書類は、佐賀中部広域連合情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき情報公開の対象文書となります。
- (4) 提出された書類中の個人情報等は、本件以外に使用いたしません。
- (5) 受託候補法人は、本広域連合と協議の上契約します。委託契約締結にあたっては佐賀中部広域連合財務規則（平成11年規則第12号）に定めるものの他、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う予定です。
- (6) 受託候補法人は、令和3年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和3年3月31日までに事務所や備品等の準備、必要書類の作成、業務の引継ぎや研修への参加など、必要な準備を行うこと。なお、令和3年3月31日以前に準備等に要した費用は、選考された法人の負担となります。
- (7) 評価点について、同点となる法人が2者以上あるときは、評価項目中の「業務の実効性・公正性・中立性」、「法人の適格性・安定性・継続性」、「危機管理」の順で比較し、点数差が生じた時点で、点数の高い者を上位とします。なおも同点の場合は、委員長が決定します。
- (8) 選定基準に満たない場合は、応募数にかかわらず、受託候補法人を選定しない場合があります。
- (9) 応募法人がない場合又は受託候補法人が特定されなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

10 本要領に基づく法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・佐賀中部広域連合指定介護予防支援等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例（平成27年条例第2号）
- ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第129号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル2訂（平成30年6月）（財団法人長寿社会開

発センター)

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・ 佐賀中部広域連合情報公開条例（平成12年条例第2号）
- ・ 佐賀中部広域連合『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針（令和2年4月）

11 担当部署及び担当

担当部署：佐賀中部広域連合事務局給付課包括支援係（担当：谷口、市丸）

所在地：〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号商エビル5階

電話番号：0952-40-1134

F A X：0952-40-1165

メー ル：rengo@chubu.saga.saga.jp